

毎週月、水、金曜日発

富山県報

平成31年3月29日

金曜日

号外

目次

告示

- 富山県民共生センターの利用料金の額についての一部改正 1
- 富山県国際健康プラザの利用料金の額についての一部改正 2
- 富山県立イタイイタイ病資料館の使用料の額についての一部改正
- 富山県こどもみらい館の使用料の額についての一部改正 3
- 富山県総合体育センターの利用料金の額等についての一部改正
- 富山県営体育施設の利用料金の額についての一部改正 4
- 県民公園の有料公園施設の利用料金の額についての一部改正
- 富山県立都市公園の有料公園施設の利用料金の額についての一部改正 5
- 富山県総合福祉会館の利用料金の額についての一部改正 6
- 富山県民会館の利用料金の額についての一部改正
- 富山県教育文化会館の利用料金の額についての一部改正 7
- 富山県高岡文化ホールの利用料金の額についての一部改正 8
- 富山県新川文化ホールの利用料金の額についての一部改正 9
- 富山県民小劇場の利用料金の額についての一部改正 10
- 高志の国文学館の使用料の額についての一部改正
- 富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び
手数料についての一部改正 11
- 富山県美術館の特別観覧料の額についての一部改正 12
- 富山県水墨美術館の特別観覧料の額についての一部改正 13

公営企業告示

- 富山県ゴルフ練習場貸出料の額についての一部改正

告示

富山県告示第155号

富山県民共生センターの利用料金の額についての一部改正について
 富山県民共生センターの利用料金の額について（平成26年富山県告示第149号）
 の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表の楽器の項中「1,510」を「1,540」に改め、同表の舞台設備の項中「270」を「280」に改め、同表の映写設備及び視聴覚機器の項中「3,020」を「3,080」に、「1,630」を「1,660」に、「2,930」を「2,980」に、「860」を「880」に、「760」を「770」に、「2,160」を「2,200」に改め、同表の照明設備の項中「6,810」を「6,940」に、「3,350」を「3,410」に、「1,300」を「1,320」に、「1,410」を「1,440」に、「1,630」を「1,660」に、「1,030」を「1,050」に、「550」を「560」に改め、同表の音響設備の項中「2,710」を「2,760」に、「2,490」を「2,540」に、「720」を「730」に、「1,030」を「1,050」に、「1,340」を「1,360」に、「1,630」を「1,660」に改める。

(少子化対策・県民活躍課)

富山県告示第156号

富山県国際健康プラザの利用料金の額についての一部改正について

富山県国際健康プラザの利用料金の額について（平成18年富山県告示第231号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「310円」を「320円」に、「100円」を「110円」に改める。

(健康課)

富山県告示第157号

富山県立イタイイタイ病資料館の使用料の額についての一部改正について

富山県立イタイイタイ病資料館の使用料の額について（平成24年富山県告示第135号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「400円」を「450円」に改める。

(健康課)

富山県告示第158号

富山県こどもみらい館の使用料の額についての一部改正について

富山県こどもみらい館の使用料の額について（平成6年富山県告示第236号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「2,750円」を「2,800円」に、「1,350円」を「1,400円」に改める。

(子ども支援課)

富山県告示第159号

富山県総合体育センターの利用料金の額等についての一部改正について

富山県総合体育センターの利用料金の額等について（平成25年富山県告示第150号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1の表中「2,370」を「2,410」に、「820」を「830」に、「15,740」を「16,030」に、「1,030」を「1,050」に、「360」を「370」に、「720」を「730」に、「620」を「630」に、「110」を「120」に、「1,540」を「1,570」に、「1,130」を「1,150」に、「2,090」を「2,130」に、「450」を「470」に、「830」を「840」に、「3,790」を「3,860」に、「1,080」を「1,100」に、「2,810」を「2,860」に、「650」を「660」に、「550」を「560」に改める。

2の表中「1,810」を「1,840」に、「1,200」を「1,230」に、「8,420」を「8,580」に、「2,710」を「2,760」に改める。

(スポーツ振興課)

富山県告示第160号

富山県営体育施設の利用料金の額についての一部改正について

富山県営体育施設の利用料金の額について（平成25年富山県告示第151号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表の富山県高岡総合プールの項中「360」を「370」に、「790」を「800」に、「630」を「640」に、「550」を「560」に改め、同表の富山県西部体育センターの項中「1,930」を「1,970」に、「1,170」を「1,190」に、「690」を「700」に、「3,590」を「3,660」に、「720」を「730」に、「480」を「490」に、「2,440」を「2,480」に、「360」を「370」に、「8,640」を「8,800」に、「1,080」を「1,100」に、「3,150」を「3,210」に、「3,480」を「3,540」に、「1,830」を「1,870」に、「2,070」を「2,110」に、「1,100」を「1,120」に、「2,730」を「2,780」に、「1,410」を「1,440」に、「680」を「690」に改める。

(スポーツ振興課)

富山県告示第161号

県民公園の有料公園施設の利用料金の額についての一部改正について

県民公園の有料公園施設の利用料金の額について（平成24年富山県告示第183号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「1,150円」を「1,170円」に、「630円」を「640円」に、「1,730円」を「1,760円」に、「860円」を「880円」に、「420円」を「430円」に、「13,630円」を「13,880円」に、「6,290円」を「6,410円」に、「3,150円」を「3,210円」に改める。

(都市計画課)

富山県告示第162号

富山県立都市公園の有料公園施設の利用料金の額についての一部改正
について

富山県立都市公園の有料公園施設の利用料金の額について（平成24年富山県告示第185号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1の表中「12,150円」を「12,380円」に、「6,070円」を「6,180円」に、「380円」を「390円」に改める。

2の表富山県総合運動公園の項中「4,110円」を「4,190円」に、「20,570円」を「20,950円」に、「29,010円」を「29,550円」に、「19,340円」を「19,700円」に、「9,670円」を「9,850円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「4,830円」を「4,920円」に、「2,420円」を「2,460円」に、「1,210円」を「1,230円」に改め、同表富山県五福公園の項中「1,150円」を「1,170円」に改め、同表富山県岩瀬スポーツ公園の項中「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「310円」を「320円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「720円」を「730円」に、「630円」を「640円」に、「320円」を「330円」に改め、同表富山県常願寺川公園の項中「310円」を「320円」に改め、同表富山県空港スポーツ緑地の項中「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「310円」を「320円」に改める。

(都市計画課)